

～荒川区からのお知らせ～

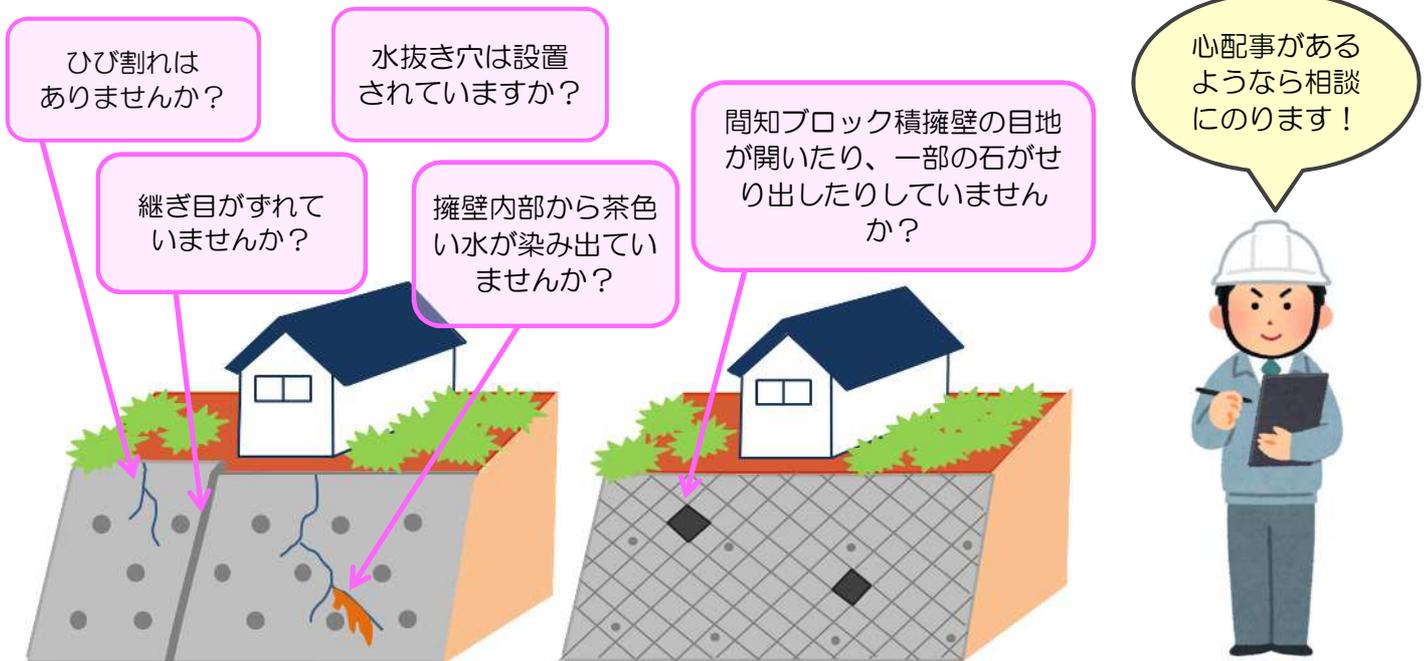
ようへきせんもんかほけんじぎょう 擁壁専門家派遣事業のご案内

平成30年1月30日に、東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称「土砂災害防止法」）」に基づき、荒川区内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しました。

これを受けて、区では、平成30年6月20日から、土砂災害特別警戒区域（※）内に擁壁やがけをお持ちの方が、擁壁等の状況把握や今後の対策等の検討について相談できるように、専門家を派遣する「擁壁専門家派遣事業」を行っています。

相談は無料でできます。まずは**区役所へお問い合わせ**ください！！

※土砂災害特別警戒区域とは・・・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域



事業を申し込める方

（派遣対象者）

◎対象地に存する擁壁等の所有者

◎対象地の借地権者（擁壁等の所有者の承諾を得ている方に限ります）

なお、宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者及び建設業者の方等は申し込めません。

詳細はお問い合わせください。

擁壁専門家が行う業務

◎擁壁等対策に係る現地調査及び派遣対象者へのヒアリング

◎擁壁等対策に関する提案書の作成及び当該事項についての派遣対象者への説明

- ・現地調査等の結果の概要
- ・擁壁等対策の計画の案
- ・概算工事費
- ・擁壁等対策を行うに当たっての課題、特記事項等

専門家派遣の流れ



派遣を受けるためには条件があります。詳しくはお問い合わせください。

また、以下の荒川区ホームページも合わせてご覧ください。

【土砂災害警戒区域の指定について】

トップページ ⇒ 防災 ⇒ 家庭の備え ⇒ 土砂災害に備えましょう

【擁壁専門家派遣事業について】

トップページ ⇒ 防災 ⇒ 区の災害対策 ⇒ 擁壁専門家派遣事業のご案内

【擁壁専門家派遣に関する問合せ】

荒川区防災都市づくり部都市計画課：☎ (3802) 3111 (代表) 内線 2812・2813

荒川区土砂災害ハザードマップ

区では、大雨等の影響により土砂災害の発生が予想される場合や実際に発生した場合において、住民の皆様に「命を守る行動」をとっていただくために、土砂災害ハザードマップを作成していますので、日頃から避難場所や避難方法等を確認しておきましょう。

【区ホームページ「荒川区土砂災害ハザードマップ」】

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a013/bousai/suigainisonaete/dosya-map.html>

災害情報の収集方法

① 荒川区防災アプリ

災害時に区が発信する緊急情報を自動で受信できるほか、区内の被害状況や避難場所の開設情報や混雑状況、気象・ライフライン・交通情報等を確認することができます。

▶ダウンロードはこちらから



iOS



Android

または

アプリストアで検索



② 荒川区ホームページ、荒川区公式ツイッター・フェイスブック・荒川区LINE公式アカウント、荒川区メールマガジン

区が発令する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

▶アクセスはこちらから



▶メールマガジンの登録方法はこちら

「t-arakawa@sg-p.jp」

へ空メールを送信して、自動返信されるアドレスからメールマガジンを登録

③ テレビのデータ放送（テレビリモコンの@ボタン）

その他の情報収集方法については、荒川区土砂災害ハザードマップでご確認ください。

【問合せ】区民生活部防災課 内線 492